

令和7年度第1回 宇都市地域密着型サービス運営委員会 会議録

日 時：令和7年12月18日（木） 19時00分～20時05分

場 所：宇都市役所 本庁3階 防災情報センター、3-3会議室

出席者：【委 員】10名（2名欠席）

【事務局】8名

【傍聴者】なし

1 宇都市地域密着型サービス事業所の指定等の状況・整備状況について

【事務局】 資料1-1、1-2により指定等の状況・整備状況について説明。

質疑応答はなし

2 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の公募について

【事務局】 資料2により定期巡回・随時対応型訪問介護看護の公募について説明。（質疑応答は以下のとおり）

【委 員】 職員の不足という話があったが、人材確保に対して市はどのような働きかけを行うのか。また、介護職員と看護職員のどちらが不足しているのか。

【事務局】 市内の定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用は訪問介護サービスが主体。また、訪問看護サービスは訪問看護事業所との連携（委託）により提供している。

人材確保については、本市では5万円または10万円の就職支援助成金を行っており、市内事業所に情報提供をしている。

また、国からの物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、介護人材紹介サービス利用や外国人採用を行った際の経費を補助する制度を作る予定である。

【委 員】 当該サービスは利便性が高く、在宅利用者数が伸びないのは疑問だ。

有料老人ホーム等に入所した利用者は、当該サービスに限らず囲い込みと思われる状況だったが、利用者側に囲い込みという自覚がないため、打開することが難しい。

有料老人ホーム等に入所し、多数の同法人によるサービスが提供されているケースにおいて、宇都市として「囲い込み」という認識をしているのか。

【事務局】介護保険のサービスは契約に基づくものであり、利用者側の希望により契約したものと適正か判断することは難しい。

こういった囲い込みが疑われる内容について利用者からの苦情や相談はほとんどない。

「訪問介護事業所への一部業務委託に係る指針」を策定し、地域の実情に合った適正なサービス提供となるよう働きかける。

【委員】有料老人ホーム等のケースにおいて、苦情も出ていないということであればすべてを悪とは思わないが、疑問に思うところはある。委託に対して制限を行ったとしても、県がサテライト型の訪問介護を推進するなど介護保険としての裾野が広がっている現状があり、個別に良い・悪いではなく、利用者の満足度で勝負する必要がある。

今回の定期巡回・随時対応型訪問介護看護の拡充を不要とするのはもっともだが、当該サービスに限らず、本当にサービスを必要とする利用者の個の声に配慮してもらいたい。

【委員】（当日欠席のため事前にあった意見を事務局が代読）

当該サービスを断られたという話を聞いており、実際の定期巡回のサービスが本当の意味でのサービスになっているか疑問。適正な支援を行っているか市で確認指導を行ってほしい。

【事務局】それぞれのご意見を受け止め、あらゆる声を拾い上げられる体制を作っていく。

3 お泊りデイサービスについて

【事務局】資料3-1、3-2によりお泊りデイサービスについて説明。

【委員】前回の委員会時に、価格面でお泊りデイサービスを選択しているという話を聞いた。資料3-2では価格が1,000円～3,500円と開きがあるように見えるが、この価格設定が違う要因は何か。また、現在の利用者の要介護度は。

【事務局】人件費やその他経費を考慮したものと推察されるが、それぞれ事業所判断により設定している。

利用者の要介護度について市で把握している内容を説明。

【委員】宿泊のニーズに対しては本来ショートステイを利用するが、ケアマネジャーの連絡や空き部屋の確認、契約手続き等で即日入所が難しい。お泊りデイサービスは手続きが簡易でスムーズに宿泊ができるメリットが多いものと思う。引き続き安全管理の上、このサービスが残ることを期待する。

【委員】1日 1,000 円、定員4人では人件費にも足りないような価格設定。この状況で安全管理に充てる設備投資ができるのか疑問。

例えば消防法で定められた設備に対する助成などはできないか。

【事務局】経費を貯えない低価格で事業継続は難しい。今回の公表により多くの意見が出ることを期待する。

また、制度の趣旨ではあくまで短期間の宿泊を行うものであり、長期入所のような扱いはできない。ただし、介護保険外サービスになるため市に調査権限がないため苦慮しているところである。

【委員】3年に1度の運営指導で宿泊サービスについて確認するとのことだったが、どういった項目を確認するのか。また、立ち入りで行われるのか。

【事務局】国が示している基準に基づき確認を行う。具体的には面積等の設備基準、人員配置等の運営基準、報酬が適切に請求されているか等を確認する。

これらは日程調整を通じた予告での立ち入りで行われる。

【委員】宿泊サービス利用者が実際に利用している日数等は市で把握しているか。

【事務局】市で把握している宿泊日数の状況について説明。

【委員】先ほどの定期巡回・隨時対応型訪問介護看護の問題と根底では一緒ではないか。家族の要望があればケアマネジャーは対応せざるを得ない部分がある中で、第三者的に適切かを判断していく必要があるのでは。

【委員】現在、ケアプラン作成料の自己負担制度が議論されている。ケアプラン作成に利用者負担が発生するようになると一層家族の要

望に応えるだけのケアマネジャーが増えてしまう。

また、宿泊ニーズに対しては小規模多機能型居宅介護といった介護保険サービスもある。ケアマネジャーは検討していく必要がある。

4 その他について

【事務局】 今回の委員会でその他議題はないことを報告。

質疑応答はなし